

# 食料システム法で築く持続的な食料供給網

生産から消費まで持続可能な食料供給体制の確立を目指す食料システム法。2025年6月に公布され、10月に計画認定制度、26年4月に合理的な価格形成に向けた政策が導入された。新制度の実現には農林漁業と食品産業の連携・協調が欠かせない。法律のポイントを農林水産省の担当者に聞いた。

## 食料システム法成立の背景

わが国の食品産業の国内生産額は101.5兆円に上り、全経済活動の国内生産額の約8%を占めています。国内農林水産物の仕向け先の約3分の2が食品製造業・外食産業であり、食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約3分の2は、国産農林水産物です。食品産業が、食料の供給に果たす役割は大きく、食料の安全保障には農林漁業および食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が必要です。

近年、国際情勢の変化などにより、日本の農林漁業・食品産業は、大きな影響を受けています。肥料や燃油などの生産資材価格の高騰に加え、国内の物流費や人件費などさまざまなコストが上昇し、食料供給に要する費用が増加していま

す。一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下で、消費者の低価格志向は強く、コスト増を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いています。

こうした中、2024年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、食料安全保障の確保に向け、食料の需給や品質評価を反映しつつ持続的な供給を維持するよう、食料システム（注1）の関係者により持続的な供給に必要な費用が考慮されるようにしなければならぬ旨が規定されました。これを実現するために25年6月に成立したのが「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）」（以下、本法）です。本法に基づき、25年10月に「食品等事業者による事業活動の促進」、26年

4月に「食品等の取引の適正化」の制度運用が開始しました。

食料の安定的な生産・供給には、生産性の向上や物流の効率化など不断の努力が必要です。しかし、事業者の努力だけでは対応しきれないコスト上昇もあります。これを考慮した価格が形成されなければ、持続可能なサプライチェーンの構築は困難です。

また、消費者に納得感を持って食品を購入してもらうには、コストの価格転嫁だけでなく、原料の国産化や環境への配慮など消費者に選ばれるための付加価値の向上が求められます。

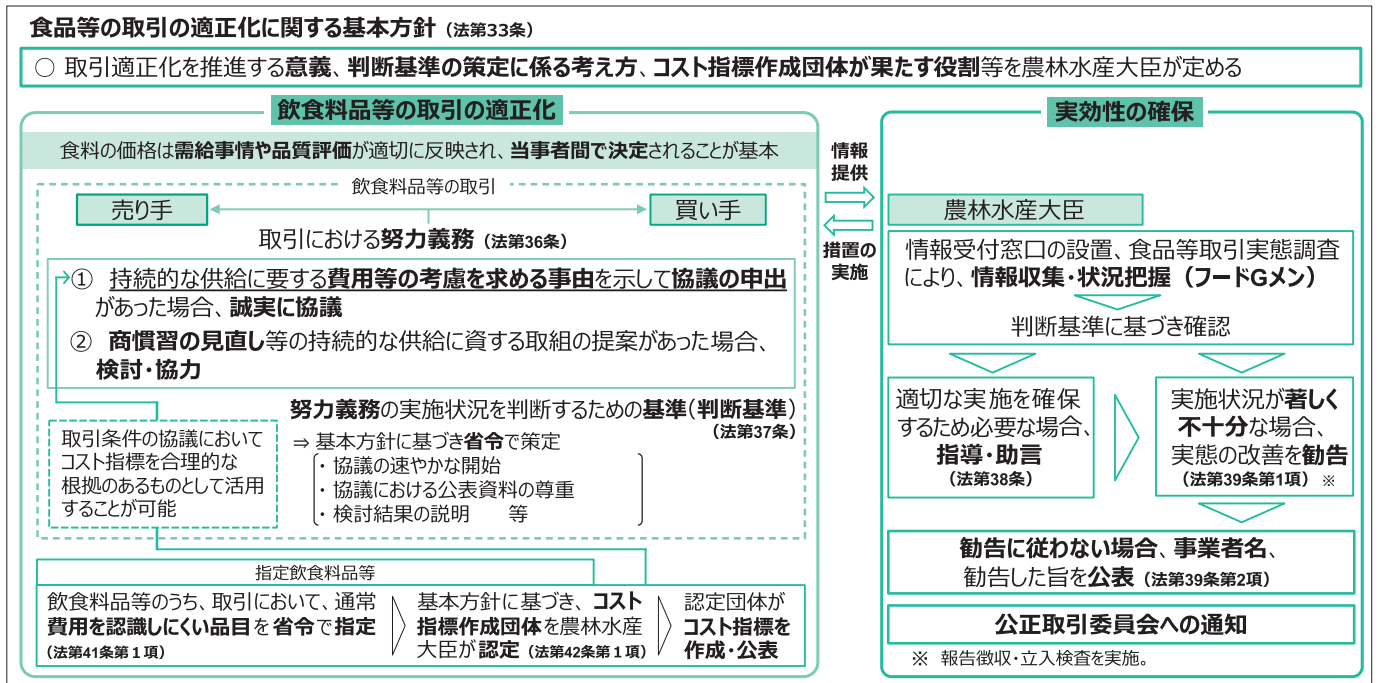
こうした課題に対応すべく、本法は「食品等の取引の適正化」と「食品等事業者による事業活動の促進（計画認定制度）」の二つの柱で構成されています。消費者の理解を得ながら、食料の持続的

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 食料システム連携推進室 調査官

菊池 茂史 KIKUCHI Shigefumi

きくち しげふみ  
1977年埼玉県生まれ。2003年早稲田大学大学院理工学研究科修了。03年農林水産省入省。14年OECD日本政府代表部一等書記官、20年大臣官房国際部国際経済課国際専門官、23年経営局経営政策課課長補佐（担い手企画班）など。25年7月より現職。

図1 食料システム法による合理的な価格形成の促進(食品等の取引の適正化措置の全体像)



資料：農林水産省「食料システム法に関する取引関係者向け資料」

な供給の実現を目指しています。

**事業者の努力義務とコスト指標の作成**

一つ目の柱である「食品等の取引の適正化」は、飲食料品など(注2)全般を対象に、取引する売り手・買い手双方に対して、次の二つの努力義務が課されます(図1)。

① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して、協議の申し出があった場合、誠実に協議すること

② 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取り組みの提案があった場合、検討・協力すること

農林水産大臣は、努力義務が果たされているかどうかの「判断基準」(注3)を定めて、事業者の取り組みが不十分な場合などには、必要に応じて指導・助言、勧告・公表などの措置を取るとしています。

また、飲食料品などのうち、取引の通常費用を認識しにくい品目については、農林水産大臣が品目の指定を行うとともに、その品目の「コスト指標」を作成・公表する民間団体を認定すること

ととしています。認定を受けた民間団体(コスト指標作成等団体)が作成・公表した「コスト指標」は、売り手・買い手の取引条件の協議の際に、合理的な根拠として活用することが可能になります。

現在は米穀、野菜、豆腐、納豆および飲用牛乳(成分調整牛乳を除く)の5品目が指定されており、このうち、米穀については、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構がコスト指標作成等団体として認定され、2026年4月7日にコスト指標が公表されました。

また、飲用牛乳(成分調整牛乳を除く)については、一般社団法人Jミルクを代表とする「飲用牛乳のコスト指標作成推進会議」がコスト指標作成等団体として認定されました。その他の指定品目については、関係者の間で品目ごとの実状を踏まえ、コスト指標の作成方法などについて議論しているところです(26年4月17日現在)。

**「フードGメン」の配置**

本法の円滑な運用を図るため、2025年10月、農林水産省本省・地方農政局などに各2人、合計18人を法の執行を担当する「フードGメン」として配置し「食品等取引実態調査」を開始しました。食品等取引実態調査では、食品等の取引条件に関する協議の状況、その他の取引の実態(優良事例や努力義務に関する指導・助言のための事例など)を把握するため、25年度は、約2万者の食品等事業者・農林漁業者(農産物の生産、加工、食品製造、流通、販売の各段階の事業者を含む

む)に、アンケート調査を依頼し、3844者から回答を得ました。

アンケート調査に加え、フードGメンがヒアリング調査を174件実施しました。この調査では、食品等事業者・農林漁業者の取引での困り事に耳を傾け、課題を集めることに重点を置きました。その結果、価格交渉の状況や取引上の商慣習における課題など、さまざまな回答が得られました。

また、農林水産省のホームページに「情報受付窓口」を設け、食品等事業者・農林漁業者から、食品等の取引条件や商慣習に関する声を届けていただく体制も整備しました。

フードGメンは18人の体制でスタートしましたが、26年度には42人まで増員するなど、順次体制を拡充し、食品等の取引の適正化を図っていきたくと考えています。

### 「計画認定制度」による食品産業支援

本法のもう一つの柱である「食品等事業者による事業活動の促進」については、食品等事業者食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食事業者などの持続可能な食料供給に寄与する取り組みを認定し支援する「計画認定制度」を設けました。

具体的には、次の四つの事業活動に関する事業者の計画を農林水産省が認定しています。

- ① 安定取引関係確立事業活動・農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るもの
- ② 流通合理化事業活動・食品等の流通の合理化による措置により、流通経費削減、付加価値

向上、新規需要開拓を図るもの

- ③ 環境負荷低減事業活動・温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物の発生抑制等を行うもの
- ④ 消費者選択支援事業活動・食品の持続的な供給に係る消費者の選択や理解醸成に資する情報伝達を図るもの

①～④に関連する、研究開発や事業再編なども含め、事業者が行う持続可能な食料供給に役立つ幅広い取り組みが認定対象になります。計画の認定を受けた食品等事業者は、日本政策金融公庫による融資「食品等持続的供給促進資金」や、農業・食品産業技術総合研究機構による設備の供用、食品等持続的供給推進機構(食料システム機構)による債務保証などの支援を受けることが可能となります。

「食品等持続的供給促進資金」はV資金・V資金ともよばれ、本法に合わせて新たに創設された資金です。国産の農林水産物の取扱量の増加などを要件に、設備投資のほか、農林漁業者や食品等事業者への出資(M&Aや事業者間の連携強化)、設備投資と一体的に必要な長期運転資金にも利用でき、これまでの資金よりも使途が拡充されています。計画認定を受けた食品等事業者の多くが本資金を活用しています(図2)。

税制では、必要な要件を満たせば、中小企業経営強化税制、カーボニュートラル投資促進税制などの特例措置の活用が可能です。

また、25年度補正予算や26年度予算の複数の補助事業で、計画認定制度の認定を応募要件とする事業や、優先採択・審査時のポイント加算

などの優遇措置を設けています。今後も予算事業での優遇措置の拡充を図っていく予定です。

さらに、食品等事業者が計画認定制度の認定を受けた事業活動計画のPR活動に活用できる認定マークも作製しました。こうした計画認定制度に基づく認定件数は、26年4月末時点で累計58計画に達しています。

内訳は「安定取引関係確立事業活動」が23計画で、生産者との取引量拡大とそれに合わせた加工工場の増設や店舗の拡大といった取り組みが増えています。「流通合理化事業活動」が23計画で、受発注のデジタル化やモーターシフトなどに取り組んでいます。また、「環境負荷低減事業活動」が7計画、「消費者選択支援事業活動」が5計画となっています。

今後こうした事業活動計画の認定を受け、さまざまな事業活動に取り組みたい事業者は、相談・申請窓口となる地方農政局などにお問い合わせください。

### 地域コンソーシアムで食ビジネス創出

持続可能な食料システムの構築には全国レベルだけではなく、地域での連携も重要です。そこで、都道府県に農林漁業者や食品企業が参加するコンソーシアムにおける、地域の農林漁業者と食品企業間の協調や新たなビジネスの創出などの取り組みを支援するため、連携支援体制を認定する制度(連携支援計画の認定制度)も創設し、地域の食料システムの課題解決を後押しします。

こうした地域の連携支援体制の構築を促進す

図2 認定を受けた場合の支援・特例措置(概要)

● 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、金融・税制を含む以下の幅広い支援・特例措置を受けることが可能			
項目	主な内容	備考	
金融支援	日本政策金融公庫による長期融資(食品等持続的供給促進資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期(10年超25年以内)の融資を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者のみ対象</li> </ul>
	日本政策金融公庫による海外展開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通合理化事業活動のみ対象</li> </ul>
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象</li> </ul>
	指定金融機関による長期の大規模融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関(日本政策投資銀行等)による、長期(5年以上)の大規模(50億円以上)融資を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業も対象</li> <li>産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有</li> </ul>
	中小企業投資育成株式会社による出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有</li> </ul>
税制特例	中小企業経営強化税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有</li> </ul>
	カーボニュートラル投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、3~10%の税額控除又は30%の特別償却を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有</li> <li>環境負荷低減事業活動のみ対象</li> </ul>
	事業再編時の登録免許税軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有</li> </ul>
その他	農研機構による設備等の供用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等(食品加工設備等)を利用することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象</li> </ul>
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有</li> </ul>

資料：農林水産省「食品産業の発展に向けた計画認定制度(食料システム法計画認定制度)」を基に編集部で一部修正

るため、全国レベルのプラットフォーム「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を設置しました。同プラットフォームには地方自治体や関連団体・機関、事業者などが参加し、地域の食ビジネス創出を支援します。2026年3月末現在で、208社・団体が参加しており、専門家派遣や、セミナー・交流会、ビジネスマッチングなどでコンサルティングをサポートしていきます。

### 農と食の連携強化

農林漁業は担い手不足や資材価格の高騰、気候変動による収量減少などで、供給の不安定化が懸念されます。一方、食品産業は原材料の安定確保や流通コストの上昇に加え、CO<sub>2</sub>や食品ロスの削減など環境への対応が

求められています。本法はこうした課題を解決し、持続可能な食料システムの構築を目指しています。

そのためには農林漁業者と食品企業の連携強化が欠かせません。食品等の取引の適正化を推進することで、農林漁業者は再生産価格を確保でき、食品企業は適正な利益を土台に省人・省力化、付加価値の高い商品開発、食品ロスの削減など新しい取り組みへの投資が可能になります。

特に計画認定制度では、農林漁業者と食品企業のほか地方自治体や金融機関との協力、消費者の理解が重要です。計画認定制度を通じて、農林漁業者との取引量の拡大や出資による支援など連携強化への取り組みが広がれば、農林漁業者と食品企業が共に発展し、消費者に選ばれる国産原材料を用いた高付加価値の商品製造、サプライチェーンの効率化といった、食品等の持続可能な供給が実現すると考えています。

(注1)食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体。

(注2)食品等のうち、飲食品及びその原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る)。

(注3)食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の推進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則に定められている。

食品等の適正取引に関する情報受付窓口



安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況について

